

議案第45号

財産の無償譲渡について

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

1 財産

種 類 建物

所 在 愛西市西川端町南須原4番地1

構造・面積 鉄骨造瓦葺平家建 137.12㎡
軽量鉄骨造亜鉛葺平家建 4.32㎡

2 相手方

所 在 地 稲沢市平和町観音堂東海塚26番地

名 称 社会福祉法人亀泉会

代 表 者 理事長 梅村 幸生

3 理由

隣接する介護老人福祉施設の補助施設として活用している建物について、相手方に無償で譲渡することにより、さらなる福祉の向上に資するため。

提案理由

この案を提出するのは、上記財産を無償譲渡するにあたり、必要があるからである。